

本件事故当時、京都府に居住していた通訳案内士である申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。

## (全部)和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年(東)第 号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

損害項目	営業損害
期 間	自 平成23年3月11日 至 平成23年12月末日

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の期間について、和解金として、金3,047,600円の支払義務のあることを認める。

### 3 仮払金の控除

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第2項記載の損害に対する賠償金の一部として、金2,007,600円を支払済みであることを確認し、この既払い金2,007,600円と第2項記載の和解金3,047,600円とを精算する。

### 4 支払方法

(省略)

### 5 清算条項

第1項に掲げる損害項目(当該期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年10月25日

(仲介委員長 及川健二、仲介委員 五島丈裕)